



宮 崎 県 公 報

平成21年11月19日 (木曜日) 第 2135 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (警察本部) 1

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (2件) …………… () 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 () 2
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… () 2
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… () 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事

業所) の廃止…………… (国保・援護課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見…………… (商業支援課) 3
- 飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… () 4
- 土地改良区の清算人の就任の届出…………… () 4
- 都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 5
- 入札公告…………… 5

教育委員会規則

○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則…………… 6

教育長訓令

○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令…………… 8

規 則

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第43号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第46号) の施行期日は、平成21年12月4日とする。

告 示

宮崎県告示第 738号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
山本歯科	宮崎県小林市大字細野 236-1 山下ビル1F 101号室	平成21年9月30日
こあら薬局	宮崎県小林市大字水流 追 944番地 8	平成21年9月1日
保険調剤 なかま ち薬局	宮崎県小林市大字細野 杉ノ場 134-12	平成21年9月30日

宮崎県告示第 739号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人千隆会 田中医院	宮崎県延岡市北川町川内名7055-2

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	

医療法人千隆会田中 医院	医療法人悠隆会田中 医院	平成21年9月10日
-----------------	-----------------	------------

宮崎県告示第 740号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人千隆会 西階クリニック	宮崎県延岡市野地町 1 丁目4070番地 1

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人千隆会西階 クリニック	医療法人悠隆会西階 クリニック	平成21年9月10日

宮崎県告示第 741号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
保険調剤なかまち 薬局	宮崎県小林市大字細野 杉ノ場 134番地12	平成21年9月30日

宮崎県告示第 742号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人永 山内科医院	宮崎県小林 市細野 131 番地 1	医療法人永 山内科医院	宮崎県小林 市細野 131 番地 1	平成21年 7 月 1 日

株式会社ひ むかメディ カル	宮崎県宮崎 市清水 2 丁 目 2 番10	ひむか薬局 はまご店	宮崎県延岡 市浜砂 1 丁 目 5 番 3 号	平成21年 7 月 1 日
企業組合樹 の実ケアス テーション	宮崎県児湯 郡高鍋町北 高鍋4585	このみケア ステーショ ン	宮崎県児湯 郡高鍋町北 高鍋4585	平成21年 9 月16日
株式会社F o n t e	宮崎県延岡 市北川町川 内名7055番 地 1	もうりクリ ニックデイ サービスセ ンター真南 風	宮崎県延岡 市北川町川 内名7055番 地 1	平成21年 7 月17日
株式会社ク ローバー	宮崎県延岡 市南一ケ岡 5 丁目 9 番 5 号	訪問介護セ ンター ら ぽーと	宮崎県延岡 市南一ケ岡 5 丁目 9 番 5 号	平成21年 10 月 1 日
医療法人久 康会	宮崎県延岡 市土々呂町 4 丁目4390 番地16	介護付有料 老人ホーム 土都楼	宮崎県延岡 市土々呂町 4 丁目4390 番地16	平成21年 10 月 1 日
社会福祉法 人日章福祉 会	宮崎県宮崎 市江平町 1 丁目 3 番地 8	日章野菊の 里ヘルパー センター	宮崎県小林 市大字細野 字鳥居ノ元 2778番地 1	平成21年 6 月 1 日
医療法人杏 林会	宮崎県日向 市美々津町 3870番地	医療法人杏 林会三股病 院	宮崎県日向 市美々津町 3870番地	平成21年 9 月 1 日
有限会社サ ン・ヴィレ ッヂ	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字紙屋 7 73番地85	訪問介護事 業所サン・ ヴィレッヂ	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字紙屋 7 73番地85	平成21年 8 月10日
株式会社彩 美社	宮崎県宮崎 市大島町高 崎4332番地	デイサービ ス マルカ の里	宮崎県児湯 郡新富町上 富田字井ノ 木田3191番 地 1	平成21年 9 月21日

宮崎県告示第 743号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	

有限会社坂元	宮崎県都城市山之口町山之口3860番地4	ケアプランセンター時大	宮崎県都城市山之口町山之口3941番地4	平成21年9月1日
株式会社クローバー	宮崎県延岡市南一ヶ岡5丁目9番5号	居宅介護支援センターらぼーと	宮崎県延岡市南一ヶ岡5丁目9番5号	平成21年10月1日
有限会社あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北3丁目11番14号	あい愛ライフ 居宅介護支援事業所	宮崎県延岡市出北3丁目11番14号	平成21年10月1日

宮崎県告示第 744号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人杏林会	宮崎県日向市美々津町3870番地	訪問看護ステーション美々津	宮崎県日向市美々津町3870	平成21年8月31日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の設置者に対して、周辺の地域の生活環

(1) 平成21年9月に検査を行ったもの

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要										違反の内容
				水分 (%)	粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	T D N (%)	ME (kcal/kg)	その他の分析項目	
全国酪農業協同組合連合会 小林混合飼料供給センター 小林市大字北西方	同左	YGパワーミックス (M&FR)	平成21年9月	10.9	17.8	3.7	5.4	5.6	1.73	0.76				
		霧島ミックス (M&FR)	平成21年9月	10.9	17.1	3.6	6.7	6.0	1.09	0.53				

境の保持の見地からの意見を述べたので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら早鈴店

都城市早鈴町1924番1 外6筆

2 意見の概要

(1) 夜間の騒音レベルについて

夜間における騒音レベルの最大値の予測が、敷地境界上及び近接する建物側において規制基準値を超えていることから、規制基準値以下になるよう適切な対策を講じること。

(理由)

夜間の荷さばき作業に起因して発生が見込まれる個々の騒音（荷さばき荷下ろし音、荷台扉開閉音、荷さばき車両座席扉開閉音、エンジン始動音、大型車走行音）の予測値が、敷地境界上及び近接する建物側において、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年7月4日宮崎県告示第 645号）に定める夜間の規制基準値を超えていることから、周辺地域の生活環境に対する配慮が十分であると認められないため。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年11月19日から平成21年12月21日まで

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 安全性に関する検査

該当なし

2 栄養成分に関する検査

	高原ベース (M&FR)	平成21 年9月	10.1	18.3	3.4	6.3	7.8	0.64	0.64				
	M1 (M&FR)	平成21 年9月	10.4	18.9	4.5	4.9	6.4	1.55	0.55				

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN：可消化養分総量、ME：代謝エネルギー。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	興 梶 幸 熙	高千穂町大字押方 901番地
副理事長	奈 須 國 生	高千穂町大字押方1342番地 4
工事担当 理 事	佐 藤 穎 司	高千穂町大字押方 284番地
理 事	甲 斐 暎 晴	高千穂町大字押方 982番地
理 事	奈 須 信 人	高千穂町大字押方1040番地
理 事	甲 斐 久 実 夫	高千穂町大字押方 407番地
理 事	十 時 森 彦	高千穂町大字押方 686番地
監 事	押 方 祐 二	高千穂町大字押方1064番地
監 事	佐 藤 直 志	高千穂町大字押方 404番地 6

(任期：平成24年9月30日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	押 方 重 晴	高千穂町大字押方1177番地
副理事長	興 梶 幸 熙	高千穂町大字押方 901番地
工事担当 理 事	佐 藤 穎 司	高千穂町大字押方 284番地
理 事	十 時 森 彦	高千穂町大字押方 686番地
理 事	甲 斐 久 実 夫	高千穂町大字押方 407番地

理 事	押 方 文 義	高千穂町大字押方1074番地
理 事	奈 須 信 人	高千穂町大字押方1040番地
監 事	押 方 良 和	高千穂町大字押方 978番地
監 事	佐 藤 直 志	高千穂町大字押方 404番地 6

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 高 保 弘	川南町大字川南 23564番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、今狩平土地改良区（高千穂町）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した清算人

氏 名	住 所
伊 東 和 美	高千穂町大字田原1220番地
都 豊 国	高千穂町大字田原 528番地
田 原 良 人	高千穂町大字田原2414番地
松 野 富 夫	高千穂町大字田原2422番地
安 在 均	高千穂町大字田原1056番地
林 志 富	高千穂町大字田原2518番地
林 実 則	高千穂町大字田原2678番地

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

高原都市計画道路 3・5・2号 仲町広原線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

西諸県郡高原町大字西麓字一里山の一部

(2) 削除する部分

西諸県郡高原町大字西麓字一里山の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県小林土木事務所及び高原町建設水道課

(2) 期間

平成21年11月19日から平成21年12月3日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年11月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 県西・南那珂地区教職員校務用パソコン 391台

(2) 購入物品の特質等 A4版ノートタイプ（詳細は入札説明書による。）

(3) 納入期限 平成22年2月26日

(4) 納入場所 県西・南那珂地区県立学校 19校（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成21年宮崎県告示第 234号に規定する資格を有する者で、営業種目が文具・事務機類で種目がOA機器のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成21年11月30日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過し

ても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 期間 平成21年11月19日から平成21年12月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

(2) 期間 平成21年11月19日から平成21年12月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成21年11月25日午前10時30分

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

(2) 提出期限 平成21年12月2日午後2時（郵便にあっては平成21年12月1日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室

(2) 日時 平成21年12月2日午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: School duties Computers for Educators: 391Units

(2) Time limit for tender: 2:00.p.m.2 December 2009

(3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

教育委員会規則

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月19日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

宮崎県教育委員会規則第10号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第1条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第33条の規定に基づき、県立高等学校(以下「学校」という。)の管理運営について基本的事項を定めることにより、自主的、自律的な学校運営の推進に資することを目的とする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 学校に就学することができる者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。</p> <p>(転学)</p> <p>第35条 他の学校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した転学願を在学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第33条の規定に基づき、県立高等学校(第16条を除き、以下「学校」という。)の管理運営について基本的事項を定めることにより、自主的、自律的な学校運営の推進に資することを目的とする。</p> <p>(通学区域等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 学校に就学することができる者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、特別の事情がある者は、<u>この</u>限りでない。</p> <p>(転学)</p> <p>第35条 他の高等学校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した転学願を在学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第2条 県立中等教育学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第33条の規定に基づき、県立中等教育学校(以下「学校」という。)の管理運営について基本的事項を定めることにより、自主的、自律的な学校運営の推進に資することを目的とする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第3条 学校の通学区域は、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 1637 746 1711"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立五ヶ瀬中等教育学校</td> <td>県下全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学資格)</p> <p>第16条 入学することのできる者は、<u>県内に居住する者</u>で小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。</p> <p>(転学)</p> <p>第35条 後期課程の生徒で他の高等学校へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を在学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	学 校 名	区 域	県立五ヶ瀬中等教育学校	県下全域	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第33条の規定に基づき、県立中等教育学校(第16条を除き、以下「学校」という。)の管理運営について基本的事項を定めることにより、自主的、自律的な学校運営の推進に資することを目的とする。</p> <p>(通学区域等)</p> <p>第3条 学校の就学者の通学区域は、<u>県下全域</u>とする。</p> <p>2 <u>学校に就学することができる者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、特別の事情がある者は、この</u>限りでない。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第16条 入学することのできる者は、<u>小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者</u>とする。</p> <p>(転学)</p> <p>第35条 他の中等教育学校へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を在学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
学 校 名	区 域				
県立五ヶ瀬中等教育学校	県下全域				

<p>(退学) 第41条 後期課程の生徒で退学しようとする者は、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。 (再入学) 第42条 前条の規定により退学した者が再入学しようとするときは、保護者と連署した再入学願を、退学後2年以内に校長に提出しなければならない。 2 [略]</p>	<p>(退学) 第41条 退学しようとする生徒は、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。 (再入学) 第42条 後期課程の生徒で前条の規定により退学した者が再入学しようとするときは、保護者と連署した再入学願を、退学後2年以内に校長に提出しなければならない。 2 [略]</p>
--	---

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第3条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(目的) 第1条 この規則は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第33条の規定に基づき、県立中学校(以下「学校」という。)の管理運営について基本的事項を定めることにより、自主的、自律的な学校運営の推進に資することを目的とする。 (通学区域) 第3条 学校の通学区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県立宮崎西高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;">県下全域</td> </tr> </table> <p>(教育課程の編成) 第4条 [略] 2 [略] 3 次の表の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)及び同表の右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">併設型中学校</th> <th style="text-align: center;">併設型高等学校</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県立宮崎西高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>4 [略] (入学資格) 第15条 入学することのできる者は、県内に居住する者で小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。 (手数料) 第32条 [略]</p>	学 校 名	区 域	県立宮崎西高等学校附属中学校	県下全域	併設型中学校	併設型高等学校	県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]	<p>(目的) 第1条 この規則は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第33条の規定に基づき、県立中学校(第15条を除き、以下「学校」という。)の管理運営について基本的事項を定めることにより、自主的、自律的な学校運営の推進に資することを目的とする。 (通学区域等) 第3条 学校の就学者の通学区域は、<u>県下全域とする。</u></p> <p>2 <u>学校に就学することができる者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。</u> (教育課程の編成) 第4条 [略] 2 [略] 3 次の表の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)及び同表の右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">併設型中学校</th> <th style="text-align: center;">併設型高等学校</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県立宮崎西高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;">県立都城泉ヶ丘高等学校</td> </tr> </table> <p>4 [略] (入学資格) 第15条 入学することのできる者は、<u>小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。</u> (手数料) 第32条 [略] (転学) 第32条の2 <u>他の中学校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した転学願を在学校の校長に提出しなければならない。</u> 2 <u>校長は、前項の転学願を適当と認めるときは、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</u> (退学) 第32条の3 <u>退学しようとする生徒は、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</u></p>	併設型中学校	併設型高等学校	県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]	県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	県立都城泉ヶ丘高等学校
学 校 名	区 域														
県立宮崎西高等学校附属中学校	県下全域														
併設型中学校	併設型高等学校														
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]														
併設型中学校	併設型高等学校														
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]														
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	県立都城泉ヶ丘高等学校														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中県立中学校管理運営規則第 4 条第 3 項の改正規定は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年11月19日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第 4 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成 7 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第 4（第11条関係） 出先機関等の長への委理事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">出先機関等の長</th> <th style="width: 85%;">委 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 各県立学校長</td> <td>(1) [略] (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第 9 条第 1 項の規定に基づく就学の承諾に関する事務（県立宮崎西高等学校附属中学校長及び県立五ヶ瀬中等教育学校長に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関等の長	委 任 事 務	[略]		8 各県立学校長	(1) [略] (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第 9 条第 1 項の規定に基づく就学の承諾に関する事務（県立宮崎西高等学校附属中学校長及び県立五ヶ瀬中等教育学校長に限る。）	<p>別表第 4（第11条関係） 出先機関等の長への委理事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">出先機関等の長</th> <th style="width: 85%;">委 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 各県立学校長</td> <td>(1) [略] (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第 9 条第 1 項の規定に基づく就学の承諾に関する事務（<u>県立宮崎西高等学校附属中学校長</u>、<u>県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校長</u>及び<u>県立五ヶ瀬中等教育学校長</u>に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関等の長	委 任 事 務	[略]		8 各県立学校長	(1) [略] (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第 9 条第 1 項の規定に基づく就学の承諾に関する事務（ <u>県立宮崎西高等学校附属中学校長</u> 、 <u>県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校長</u> 及び <u>県立五ヶ瀬中等教育学校長</u> に限る。）
出先機関等の長	委 任 事 務												
[略]													
8 各県立学校長	(1) [略] (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第 9 条第 1 項の規定に基づく就学の承諾に関する事務（県立宮崎西高等学校附属中学校長及び県立五ヶ瀬中等教育学校長に限る。）												
出先機関等の長	委 任 事 務												
[略]													
8 各県立学校長	(1) [略] (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第 9 条第 1 項の規定に基づく就学の承諾に関する事務（ <u>県立宮崎西高等学校附属中学校長</u> 、 <u>県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校長</u> 及び <u>県立五ヶ瀬中等教育学校長</u> に限る。）												

附 則

この訓令は、平成22年 1 月 1 日から施行する。